

6 盛 緑 号 外
令和6年5月23日

関係各位

公園みどり課長 玉 山 祐 司

風致地区内の建築等の制限について

向暑の候、皆さまにおかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろ当市の公園緑地事業につきましては、格別の御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、盛岡市では、自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において自然的要素の保全・創出を図りつつ、建物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図ることを目的として、高松地区と山王地区の2地区を風致地区に指定しています。

つきましては、別添「盛岡市風致地区内の建築等の規制について」を御確認いただき、風致地区内において、建築物の建築や、工作物の建設、建築物の色彩の変更等を行う場合は、許可を受けるようお願い申し上げます。

皆さまの御協力、何卒よろしくようお願い申し上げます。

記

1. 盛岡市ホームページ

<https://www.city.morioka.iwate.jp/service/shinseisho/shisei/machi/midori/fuuchi/index.html> (広報 ID1010555)



担 当
盛岡市 都市整備部公園みどり課 計画係
電話 019-601-2813